

平成十二年十一月二十一日提出
質問第四一號

憲法第十五条第三項に関する質問主意書

提出者 加藤公一

憲法第十五条第三項に関する質問主意書

内閣が次のような内容の法案を提出することは、可能か。

- 一 成年に達する年齢を満二十年としつつ、選挙権の付与される年齢を満二十一年に引き上げる法律案
 - 二 成年に達する年齢を満二十年としつつ、選挙権の付与される年齢を満十八年に引き下げる法律案
- 右質問する。